

危険物の規制に関する規則等の一部が改正され、直接埋設された鋼製一重殻タンクの規制が強化されます。

近年、地下に埋設された貯蔵タンク(地下貯蔵タンク)から、危険物の流出事故が増加しており、また、その構造上発見が遅れる可能性が高いことから、火災危険及び環境汚染の拡大が懸念されています。

このことから、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第71号)及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(平成22年総務省告示第246号)が、平成22年6月28日に公布され、平成23年2月1日より施行されることとなりました。これにより、**一定の条件に該当する地下貯蔵タンクには、腐食防止措置等が必要となります。**なお、**新基準は平成25年2月1日から順次適用されることとなります。**

◎あなたの事業所の地下貯蔵タンクが今回の改正に該当するかどうか、下記に沿って確認してください。

1. 腐食の危険性に応じ地下タンクを区分

まず、今回の法令改正は、地盤面に直接埋設されている鋼製一重殻タンク(※①)に限定されます。タンク室内に設置された地下タンクや二重殻タンクの場合は、今回の改正とは関係ありません。

地盤面に直接埋設されている鋼製一重殻タンクは、腐食の危険性に応じて以下の3段階のレベルに区分されます。

区分	危険性の評価レベル
I	腐食のおそれが特に高い地下タンク
II	腐食のおそれが高い地下タンク
/	その他の地下タンク(措置不要)

※①・・・タンク本体が鋼製の板1枚でできたもので、タンク外面を保護したもの。

2. 危険レベル I ~ II への区分の仕方

「塗覆装の種類」「設置年数」「設計板厚」の3項目により地下タンクの危険レベルを評価します。地下タンクの上記3項目を確認してください。

まず、地下タンクの「塗覆装の種類」(※②)を基準にして分類します。法令により、塗覆装の種類は下記の(1)~(4)に分類します。次に「設置年数」と「設計板厚」により危険レベルを区分します。

(1) モルタルで塗覆装をしている場合

設置年数(※③)	設計板厚(※④)				
	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	/	/	II	II	I
4.5mm 以上 6.0mm 未満	/	/	/	II	I
6.0mm 以上 8.0mm 未満	/	/	/	/	I
8.0mm 以上	/	/	/	/	II

(2) アスファルトで塗覆装をしている場合

設置年数	設計板厚				
	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	/	II	II	I	I
4.5mm 以上 6.0mm 未満	/	/	II	II	I
6.0mm 以上	/	/	/	II	I

(3) エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂で塗覆装をしている場合

設置年数	設計板厚				
	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2mm 以上 4.5mm 未満	/	/	/	II	I
4.5mm 以上 6.0mm 未満	/	/	/	/	I
6.0mm 以上	/	/	/	/	II

(4) 強化プラスチックで塗覆装をしている場合

設置年数 設計板厚	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
	3.2mm以上 4.5mm未満	/	/	/	Ⅱ
4.5mm以上 12.0mm未満	/	/	/	/	Ⅱ
12.0mm以上	/	/	/	/	/

※②・・・地下タンクの腐食を防止するために施工されたタンク外面の保護方法をいいます。申請時の書類で確認してください。

※③・・・地下タンクの設置時の完成検査済証の交付年月日から起算します。

※④・・・地下タンクの設置時の板の厚さをいいます。申請時の書類で確認してください。

3. 「Ⅰ」または「Ⅱ」に該当する地下タンクに必要な措置

上記(1)～(4)表で、「Ⅰ」または「Ⅱ」に該当する地下タンクは、以下のとおり必要な措置をとってください。

Ⅰ：「腐食のおそれの特に高い地下タンク」に該当した場合は、地下タンクに以下のいずれかの措置が必要となります。

- (1) ガラス繊維強化プラスチック(FRP)で地下タンク内面をコーティングする。
- (2) 地下タンクに電気防食の措置をする。

Ⅱ：「腐食のおそれの高い地下タンク」に該当した場合は、タンクに以下のいずれかの措置が必要となります。

- (1) ガラス繊維強化プラスチック(FRP)で地下タンク内面をコーティングする。
- (2) 地下タンクに電気防食の措置をする。
- (3) 地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知する設備により常時監視をする。
(例：高精度液面計)※⑤

※⑤上記(3)の措置を施工した後であっても、年数が経過すると、「Ⅰ」に該当してしまうケースがあります。このようなケースでも、「Ⅰ」に該当する地下タンクに求められる措置が必要になってきます。

【詳細についての問い合わせ先】 消防局予防課 危険物担当 076-280-2069